

改正概要説明書

国名：デンマーク

法令名：特許規則

改正情報：2013年1月18日命令 No. 25, 2013年2月1日施行

改正概要：

1. 出願関連

- ・出願様式の入手方法が具体的に規定された(第2条)。
- ・出願の願書の記載事項および必要添付書類が一部変更された(第3条)。
- ・調査手数料の支払い期限が規定された(第4条)。
- ・出願日の認定条件が変更され、また当該認定条件を満たさない例が追加された(第5条)。
- ・出願言語がデンマーク語または英語に定められ、またデンマーク語および英語以外の言語で出願された場合は、翻訳文の提出する必要があることが定められた(第6条)。
- ・配列リストの提出様式が定められた(第7条)。

2. 優先権関連

- ・優先権主張の提示期間が変更され、また優先権主張を訂正できるようになった(第8条)。
- ・優先権主張をする場合に提出する必要がある書類が変更された(第10条)。

3. クレーム、明細書等

- ・各クレームが1の発明に係わるものでなければならないとの規定が削除され、またクレームについて異なる表現が例外なく認められるようになった(第13条)。
- ・独立クレームの定義が定められ、また独立クレームが1つまたは複数の先行クレームを引用できることが定められた(第14条)。
- ・同じカテゴリー内で複数の独立クレームを設けることができる条件が変更された(第15条)。
- ・明細書、図面、要約等の記載事項に関する規定が変更された(第16条、第18条、第19条)。

4. 寄託

- ・微生物の寄託に関する規定が変更された(第21条、第22条、第23条、第24条、第25条)。

5. 出願の公表

- ・公表された要約の写しを、手数料を納付して入手できるとの規定が削除された(第27条)。

6. 特許出願の補正、分割及び分離

- ・新規調査の結果が送付された後にできるクレーム補正の範囲に関する規定が変更された(第28条)。
- ・明細書、図面等について補正または追加が可能な条件が変更された(第29条)。

- ・デンマーク特許出願の基本書類の定義等が変更された(第30条)。
- ・親出願の出願日が、分割出願の有効日となることが定められた(第31条)。
- ・特許商標庁が分離出願を受領した日が、分離出願の有効日となることが定められた(第32条)。
- ・分割出願および分離出願の場合の基本書類の定義が定められた(第34条)。

7. 特許性に関する審査

特許商標庁は、審査等の情報を、同一発明が出願された外国の特許機関に提供できることが規定された(第38条)。

8. 特許の付与

- ・特許商標庁が、特許が付与されることができ本文について、出願人が承諾しない場合に、出願が拒絶されることがあるとの規定が削除された(第39条)。
- ・特許明細書の定義が変更され、公表の時期に関する規定が削除された(第42条)。

9. 特許登録簿

- ・デンマーク出願および欧州出願に関する登録簿が設けられることが定められた(第44条)。
- ・特許登録簿に記載する事項が変更された(第45条、第46条、第47条)。

10. 異議申立

- ・異議申立の要件が明確化された(第48条)。
- ・異議申立が拒絶される条件が変更された(第49条)。
- ・異議申立が行われた場合の特許所有者および異議申立人に対する手続が変更された(第51条)。
- ・異議申立に対して可能な特許商標庁の決定内容が明確化された(第52条)。
- ・特許所有者が、補正された本文を提出した場合と、提出しなかった場合に対する取り扱いが変更された(第53条)。
- ・異議申立およびその決定に関する公告の規定が変更された(第54条)。

11. 行政再審査

- ・何人も特許の再審査を請求できるとの規定が追加された(第55条)。
- ・特許所有者以外の者が再審査請求を行った場合に可能な特許商標庁の決定内容が明確化された(第58条)。
- ・補正された形で特許を維持できると認められた場合の補正に関する取り扱いが明確化された(第59条)。
- ・特許所有者が再審査を求める請求項に関する資料を提示した場合、当該その資料を審査に含めることが定められた(第60条)。
- ・行政再審査請求およびその決定に関する公告について明確化された(第61条)。

12. 特許終了の請求

- ・特許の全部又は一部の終了についての特許商標庁の決定を何人も請求できることが明確化された(第 62 条)。
- ・特許所有者以外の者による終了が請求された場合に可能な特許商標庁の決定内容が明確化された(第 64 条)。
- ・補正された形で特許を維持できると認められた場合の補正に関する取り扱いが明確化された(第 65 条)。
- ・終了請求およびその決定に関する公告について明確化された(第 67 条)。
- ・特許の取り消し等に関する裁判所の決定に関する規定が新設された(第 68 条)。

13. 医薬品及び植物保護製品の補充的保護証明書

- ・「証明書」および「規則」の定義が明確化された(第 69 条)。
- ・小児用医薬品の証明書の取得等の申請の様式を特許商標庁が無料で提供するとの規定が削除された(第 70 条)。
- ・申請の翻訳文の提出を庁が定める期限内に要求できることが定められた(第 71 条)。
- ・証明書取得の申請の補正についての制限が変更された(第 72 条)。
- ・証明書等の申請についての登録簿の規定が新設された(第 76 条)。

14. 証明書の行政再審査等

- ・証明書の再審査を何人も請求できることが定められた(第 78 条)。
- ・再審査請求に対して特許商標庁が決定できる内容、および審査の基礎となる資料について定められた(第 79 条)。
- ・行政再審査の請求および決定に対する公告について規定が新設された(第 84 条)。

15. その他

国際特許出願、欧州特許出願、雑則に関連する規定が一部変更された(第 86 条～第 92 条、第 94 条～第 99 条、第 101 条～第 105 条)。

改正内容：

・第 2 条

(1)において、「出願様式は、無料で提供される。」が削除され、「出願様式は、特許商標庁から提供を受けることができ、また、同庁のウェブサイトからダウンロードすることもできる。出願は、同庁のウェブサイトにより又はこれを經由して提出することもできる。」が追加された。

・第 3 条

(1) (i)において、「ファックス番号(該当するものがある場合)」が削除された。
(1) (v) 及び(vi)は、新設項目である。

(4)は、新設項目である。

(5)において、「植物又は動物由来の生物学的材料」が「生物学的材料」に変更された。

(7)は、新設項目である。

・第4条

文末に「調査手数料も同じ期限までに支払うものとする。」が追加された。

・第5条

(1)において、「出願人が図面、写真、配列リスト及び名称のみを提出した場合は、特許法第8b条(1)(iii)が満たされたとは認めない」が追加された。

(2)において、「かつ、特許商標庁が出願人に連絡することができる情報を有する場合は」が削除された。

(3)において、「特許商標庁が(2)に基づいて出願人に連絡するための情報を有さない場合は、すべての条件が満たされた日を当該出願の出願日とみなす。ただし、原出願の提出時から2月以内に条件が満たされることを条件とする」が追加された。

(4)において、「説明の一部が出願から欠落していると思われる場合又は欠落していると思われる図面を出願が参照している場合は、」が「明細書の一部が出願から欠落している場合、例えば明細書の本文の一部又は図面が欠落している場合は、」に変更された。

(6)において、「ただし、それが2月の期限内に満たされることを条件とする。」が「出願人は、庁のその旨の請求から2月の期限内に、先に提出した出願の写し又はそれが第6条にいう言語の1により作成されていない場合は、それらの言語の1への翻訳文を提出するものとする。庁は、先に提出された出願の写しを提出する要件を免除することができる。」に変更された。

(8)において、「その言及には、先の出願の番号、その提出先であった当局及び先に提出された出願の明細書を出願日付与の目的での明細書とするべき旨の請求についての情報を含めるものとする。また、出願人は、その旨の庁の請求時から2月の期限内に、先に提出された出願の写し又はそれが第6条を満たしていない場合は、その翻訳文を提出するものとする。庁は、先に提出された出願の写しを提出する要件を免除することができる。」が追加された。

・第6条

旧規則の第8条に対応する。

(1)において、「特許商標庁は、説明、クレーム、要約、図面及び写真を基礎にして、それらの書類がデンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語で入手可能な場合は、新規性調査及び特許性に関する審査の結果を含め出願を審査し、かつ、処理する。他の書類もデンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語で作成することができる。」が

「図面、写真及び配列リストを含む発明の明細書並びにクレーム及び要約は、デンマーク語又は英語で作成するものとする。」に変更された。

(2)において、「同庁の定める期限内にその翻訳文を提出しなければならない。出願人は、その期限の到来後 2 月までの期限延長を請求することができる。出願時の説明、図面、写真及びクレームがデンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語以外で提示されている場合は、特許商標庁は、基本書類(第 25 条(2)参照)でないものについては、その部分の翻訳文の提出要求を控えることができる。特許商標庁はまた、説明、図面、写真、クレーム及び要約以外の書類についての翻訳文の要求を控えること、又はそれら書類の(1)にいう言語以外への翻訳文を受理することができる。」が「同庁の定める期限内にデンマーク語又は英語の翻訳文を提出しなければならない。」に変更された。

(3)において、「出願が英語、スウェーデン語又はノルウェー語の書類を基礎」が「出願がデンマーク語でない言語の書類を基礎」に変更された。

・第 7 条

旧規則の第 9 条に対応する。

(1)において「配列リスト」が追加された。

・第 8 条

旧規則の第 10 条に対応する。

旧規則の(1)が(1)及び(2)に分割され、(1)において、「デンマークにおける出願日又はその出願が行われたものとみなされた日から 3 月以内に、出願人は、その旨の主張を提出しなければならない。」が「その旨の主張を提示しなければならない。出願人は、優先日から 16 月の期間又は優先権主張の訂正若しくは提示により優先日の変更が生じる場合は、変更後の優先日から 16 月の期間の何れか早く満了する期間内に、優先権主張を提示するか又は優先権主張を訂正することができる。ただし、出願日から 4 月以内は、優先権主張を訂正又は提示することが可能であるものとする。」に変更された。

(2)は、旧規則(1)の後半部分であり、旧規則(2)は削除された。

・第 10 条

旧規則第 12 条に対応する。

(1)において、「原出願を受理した当局が発行し、出願日及び出願人の名称を記載した証明書、並びに特許当局がクレームを処理するのに重要なときは前記当局が認証した出願の謄本を特許当局に提出しなければならない。」が「先に提出された出願の写し、提出される写し、出願人の名称及び当該出願の出願日についての情報の正確さに関する証明書であって当該出願を受領した当局が発行したものを、特許商標庁に提出する。」に変更された。

また、「国際出願については、優先権主張の基礎とする出願の謄本を特許協力条約に基づく

規則の規則 17.1 に従い、本規則第 10 条にいう国際事務局に若しくは受理官庁に提出するか、又はそれが同規則に従い国際事務局に送付されるよう請求しなければならない。」が削除された。

(3)は、新設項目である。

(4)は、旧規則(3)に対応する。

旧規則(4)は削除された。

・第 13 条

旧規則第 15 条に対応する。

(1)において、「例えば使用に関するクレームのような特別な理由が存在する場合は、」が削除された。

旧規則(2)は、削除された。

旧規則(3)-(4)は、(2)-(3)に対応する。

旧規則(5)は、(4)に対応し、「例外的に、図面に示されている線画等に対して直接にクレームにおける引用符号を付すことができる。」が「例外として、クレームにおいては、明細書の中で開示されている微生物の特徴、測定方法の定義及び図面に示されている形状、折れ線グラフ等に直接言及することができる。」に変更された。

・第 14 条

旧規則第 16 条に対応する。

(2)において、「独立クレームとは、発明を完全に開示したものである。」が追加された。

(3)において、「独立クレームは、他の独立クレームと同格とすることができる。他の独立クレームと同格である独立クレームは、その対象とする発明を全面的に記述しなければならない。他の独立クレームと同格である独立クレームを、形式上、他のクレームに関係付けることができる。」が「独立クレームは 1 つ又は複数の先行クレームを参照することができる。」に変更された。

・第 15 条

旧規則第 17 条に対応する。

(1)において、「特別な技術的特徴」という用語は、先行技術を超えて個々の発明が貢献する技術的特徴を意味する。」が削除された。

(3)において、「それらの発明を同一クレームの共通規定の中に含めようとする場合、例えば、択一的な方式では、それらの発明を十分に定義することに明らかな困難がある場合に限り認められる。また、発信-受信型の発明も、別個の独立クレームとして記述することができる。」が「それらの発明を 1 つのクレームで、それらの発明を十分に定義することに明らかな困難がある場合に限り認められる。」に変更された。

・第 16 条

旧規則第 18 条に対応する。

(1) (ii)において、「ただし、当該情報が必要とされる場合とする。」が削除された。

(1) (iii)において、「かつ、先行技術を引用して発明の効果及びそれらの効果を達成するのに必要な手段を記載する。」が削除された。

・第 18 条

旧規則第 20 条に対応する。

図面及び写真の他の要件について、明確化された。

・第 19 条

旧規則第 21 条に対応する。

(1)において、「要約の最終的文言は、可能な場合は、出願が特許法第 22 条(2)に基づいて公衆の利用に供される前に、決定されるものとする。」が削除された。

(2)において、「そうでない場合は、そのような出願についても特許商標庁が要約の内容を決定するものとし、(1)を準用する。」が削除された。

・第 20 条

旧規則第 22 条に対応する。

旧規則(3)が削除された。

・第 21 条

旧規則第 23 条に対応する。

(1)において、「特許法第 8a 条(1)に基づく寄託は、遅くとも出願日までに行うものとする。」が追加され、旧規則の「国際特許出願については、前記の情報を同じ期限内に第 10 条にいう国際事務局に提出しなければならない。」が削除された。

(2)において、「国際特許出願における出願人が(1)にいう期限の到来前に、特許協力条約第 21 条(2) (b)に基づく出願の早期公開を請求する場合は、その情報を遅くとも公開請求と同時に第 10 条にいう国際事務局に提出しなければならない。」が削除された。

・第 22 条

旧規則第 24 条に対応する。

(2)において、「その他の寄託機関」が「欧州特許庁に認められた寄託機関」に変更された。

(3)において、「寄託機関が新たな寄託を基にして発行した受領証の写しを特許商標庁に提出しなければならない。」が「新たな寄託及び新しい番号を特許商標庁に通知しなければな

らない。」に変更された。また、「受領証の写しを提出するときは、寄託に係わる出願又は特許の番号を記載しなければならない。」が削除された。

(4)は、新設項目である。

・第 23 条

旧規則第 33 条に対応する。

旧規則(2)及び(3)の内容が(2)として、明確化された。

旧規則(5)が、削除された。

・第 24 条

旧規則第 34 条に対応する。

旧規則(2)が削除され、旧規則(4)が(2)として明確化された。

・第 27 条

旧規則第 32 条に対応する。

(1)において、「公表された要約の写しは、手数料を納付して入手することができる。」が削除された。

旧規則(3)が削除された。

・第 28 条

(1)及び(2)は、旧規則第 26 条(1)及び(2)に対応する。

(2)において、「特許商標庁が実施済の新規性調査について見解を通知した後は、前に提出したクレームに開示されている発明から独立している発明を開示するクレームを同じ特許出願に含めてはならない。」が「実施された新規性調査に基づく特許可能性評価の結果が特許商標庁から伝達された後は、特許可能と評価されたものの範囲外の発明を開示するクレームは、例外的な場合にのみ含めるものとする。」に変更された。

旧規則第 26 条(3)が削除された。

(3)は、旧規則第 27 条に対応する。

・第 29 条

(1)及び(2)は、旧規則第 26 条(4)及び(5)に対応する。

(1)において、「出願人は、実施例の追加を含め、特許法第 8 条の適用上、説明、図面及び写真についての補正又は追加を、それが明示又は訂正の目的のために必要な場合に限り、行うことができる。これらの補正又は追加によって、クレームに基本書類の内容を超える主題を含めてはならない。」が「出願人は、クレームの理解が変わらない限り、明細書、図面及び写真についての補正又は追加を行うことができる。」に変更された。

・第 30 条

旧規則第 25 条に対応する。

デンマーク特許出願の基本書類，変更を請求されている欧州特許出願の基本書類及び手続が進められる国際出願の基本書類について，明確化された。

・第 31 条

旧規則第 28 条に対応する。

旧規則(1)において，「新たな出願は，その出願日において，特許法第 19 条(2)に基づいて親出願に含まれることが可能であった筈の主題のみに係わることができる。」が削除され，「その日は，分割出願の日とする。」が追加された。

旧規則(2)が削除された。

・第 32 条

旧規則第 29 条に対応する。

「分離は，特許法第 19 条(2)を遵守して行われるものとし，また，新たな出願においては，関連書類の提出日における親出願から明らかな主題についてのみ，保護を求めるものとする。」が削除され，「その日は，分離出願の日とする。」が追加された。

・第 35 条

(1)は，旧規則第 37 条(1)に対応する。

(2)は，旧規則第 40 条に対応する。

(3)は，旧規則第 41 条に対応する。

・第 38 条

旧規則第 42 条に対応する。

(3)は，新設項目である。

・第 39 条

旧規則第 44 条に対応する。

(3)において，「(2)による求めには，出願人が本文を承諾しない場合は，出願が拒絶されることがあり得る旨を記載しなければならない。」が削除された。

・第 42 条

旧規則第 47 条に対応する。

「特許商標庁の発意によって行うものとし，特許が付与された後速やかに開始される。」が

削除された。

・第 44 条

旧規則第 49 条に対応する。

「デンマークにおいて付与された特許」が「デンマークにおいて出願及び付与された特許」に変更された。

・第 45 条

旧規則第 50 条に対応する。

(ii)は、新設項目である。

(iii)は旧規則(ii)であり、「国際特許分類に基づく」が追加された。

(v)は旧規則(iv)であり、「特許所有者が代理人を選任しているとき」が「特許出願者又は所有者が代理人を選任しているとき」に変更された。

(xi)および(xii)は、新設項目である。

・第 46 条

旧規則第 51 条に対応する。

(1)において、「デンマークを指定国とする欧州特許は、欧州特許庁がその特許の付与を公告し、特許所有者が期限内に所定の翻訳文を提出し、また、特許法第 77 条(1)第 1 文に基づく所定の手数料を納付したときに、特許登録簿に登録される。」が「特許法第 83 条に基づく欧州特許出願及び特許法第 77 条に基づくデンマークにて効力を有する欧州特許は、次の事項が特許登録簿に登録される。」に変更された。

(i)は新設項目である。

(2)は、旧規則(3)及び(4)に対応する。

「特許所有者が特許法第 77 条(1)に定める期限内に、新たな翻訳文を提出し、かつ、それについての手数料を特許法第 77 条(2)に基づいて納付したときは、それが行われた日及び特許商標庁により補正の公告が行われた日を登録簿に登録する。」が削除された。

・第 47 条 特許登録簿の他の記入事項

新設項目である。

・第 48 条

旧規則第 56 条に対応する。

(1)において、「異議申立は、次の事項を記載して特許商標庁に提出しなければならない。」が「特許法第 21 条に基づき、何人も付与された特許に異議の申立をすることができる。異議申立は、特許の公告から 9 月以内に、次の事項を記載して特許商標庁に提出しなければ

ならない。」に変更された。

・第 49 条

旧規則第 57 条に対応する。

(1)において、「同じ規定を、異議申立の対象である特許が異議申立において特定されていない場合又は異議申立を提出した者が確認できない場合にも、適用する。」が削除された。

また、拒絶事由として「理由を陳述していない場合」が追加された。

旧規則(3)が削除された。

・第 51 条

旧規則第 59 条に対応する。

旧規則(2)は削除され、旧規則(1)の「異議申立書及びその付属書類の写しは、特許所有者に送付され、異議申立期間の満了後であって、かつ、異議申立が拒絶されない限り、特許所有者は 6 月以内に、異議申立についての所見、及び該当する場合は補正した説明、クレーム、図面及び写真を提出するよう求められる。複数の異議申立が提出されている場合は、異議申立期間の満了後、個々の異議申立人に対して、その他の異議申立の謄本及び特許所有者への前記の求めの写しを送付することにより、その事実について通知が行われる。」が「特許商標庁は、特許所有者に異議申立を通知すると共に、所有者に、6 月の期限内に異議申立に関する意見を提示し、かつ、適切な場合は補正したクレーム及び明細書を提出する機会を与えるものとする。1 の付与特許に対して複数の異議が申し立てられた場合は、各異議申立人はそのことについて通知される。」に変更された。

・第 52 条

旧規則第 60 条に対応する。

「特許当局が特許を取り消すことを決定したときは、当事者にそれについて通知する。特許当局が特許を補正しないで維持することができる旨を決定した場合も、同じ規定を適用する。」が「特許商標庁は、特許の取消の決定又は補正しないで維持の決定をすることができる。さらに、特許所有者が同意する場合は、特許商標庁は、特許を補正して維持する決定をすることができる。当事者は、それについて通知されるものとする。」に変更された。

・第 53 条

旧規則第 61 条に対応する。

異議申立の審査について、明確化された。

・第 54 条 異議申立の公表及び公告等

旧規則第 62 条、第 63 条及び第 64 条に対応する。

異議申立の公表及び公告について、明確化された。

・ **第 55 条**

旧規則第 65 条に対応する。

(1)において、「特許法第 53b 条に基づき、何人も特許の再審査を請求することができる。」が追加された。

・ **第 56 条**

旧規則第 66 条に対応する。

(1)において、「特許法第 53b 条(1)第 3 文及び本規則第 65 条(2)の規定」が「特許法第 53b 条(2)及び本規則第 55 条(2)の規定」に変更された。また、「請求人を確認できない場合」が削除された。

・ **第 58 条 特許所有者以外の者による再審査請求**

旧規則第 68 条に対応する。

旧規則(2)が削除され、新設規則として(2)及び(3)が追加された。

・ **第 59 条**

旧規則第 71 条に対応する。

再審査請求に伴う補正について明確化された。

・ **第 60 条 特許所有者による再審査請求**

旧規則第 72 条に対応する。

(1)において、「特許所有者が当該再審査を求める請求に関する資料を提示した場合は、その資料を審査に含めるものとする。」が追加された。

(2)において、「前記の書類は、特許当局が承認した書類に一致していなければならない、かつ、特許所有者は、その旨の宣言書を提出しなければならない。特許所有者は更に、同一期限内に公告手数料を納付しなければならない。」が削除された。

(3)において、「該当する場合は補正についての交信が行われた後、」が削除された。

・ **第 61 条 行政再審査請求の公表及び公告等**

旧規則第 73 条及び第 74 条に対応する。

行政再審査請求の公表及び公告について明確化された。

・ **第 62 条**

旧規則第 75 条に対応する。

(1)において、「何人も,」が追加された。

・第 63 条

旧規則第 76 条に対応する。

(1)において、「又は請求人を確認することができない場合は,」が削除された。

旧規則(3)が削除された。

・第 64 条 特許所有者以外の者による終了請求

旧規則第 77 条に対応する。

旧規則(2)が削除された。

(2)及び(3)は新設項目である。

・第 65 条

旧規則第 80 条に対応する。

終了請求に伴う補正について明確化された。

・第 67 条 終了請求の公表及び公告等

旧規則第 82 条及び第 83 条に対応する。

終了請求の公表及び公告について明確化された。

・第 68 条 取消等に関する裁判所の決定

新設規則である。

・第 69 条 定義

旧規則第 84 条に対応する。

「証明書」及び「規則」の定義が明確化された。

・第 70 条 証明書の申請, 審査及びその他の処理等

旧規則第 85 条に対応する。

(1)において、「申請様式は, 特許商標庁が無料で提供する。」が削除された。

・第 71 条

旧規則第 86 条に対応する。

「特許商標庁が個別事案において別段の決定をしない限り,」が「庁が定める期限内に」に変更された。

・第 72 条

旧規則第 87 条に対応する。

「他の基本特許について」が「対象製品の申請規則第 3 条(1) (b)以外の他の市販許可の」に変更された。

・第 75 条

(1) 及び(2)は、旧規則第 91 条(1) 及び(2)に対応し、(3)は第 93 条に対応する。

・第 76 条 証明書登録簿等

新設規則である。

・第 78 条 行政再審査(規則第 15 条参照)

旧規則第 95 条に対応する。

(1)において、「何人も証明書の再審査を請求することができる。」が追加された。

(4)において、「又は請求をした者を確認できない場合は、」が削除された。

旧規則(6)が削除された。

・第 79 条

旧規則第 96 条に対応する。

(2)において、「証明書所有者が再審査請求に対する応答を提出した場合は、特許当局は、更なる通信が必要であるか否かを決定する。」が削除された。

(3)において、「特許当局が当事者間の更なる交信が必要でないと認める場合は、特許当局は、その再審査請求を応諾するか否かを決定する。その請求を応諾することができないときは、その請求は拒絶される。その請求を応諾することができるときは、その証明書は取り消される。」が「特許商標庁は、証明書の取消の決定又は補正しないで維持の決定をすることができる。特許商標庁の審査は、再審査請求に関連して提出された資料及び理由を基礎にして行う。当事者は、特許商標庁の決定について通知されるものとする。」に変更された。

・第 80 条

旧規則第 96 条に対応する。

(4)において、「証明書の再審査請求の審査は、基本特許の再審査が最終的に解決されるまで中止する。」が削除された。

(5)において、「証明書の再審査請求の審査は、基本特許の再審査が最終的に解決されるまで中止する。」が削除された。

・第 82 条 証明書の存続期間の行政再審査

旧規則第 99 条に対応する。

(3)において、「証明書所有者が応答した場合は、特許当局は、当事者間の更なる通信が必要であるか否かを決定する。」が削除された。

(4)において、「特許当局が更なる通信の必要がないと認めるときは、」が削除された。

・第 83 条 証明書の存続期間の延長についての行政再審査

旧規則第 100 条に対応する。

「補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日理事会規則 (EEC) No. 1768/92 の第 15a 条に基づく小児用医薬品」が「補充的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日欧州議会及び理事会規則 (EEC) No. 469/2009 の第 16 条に基づく小児用医薬品」に変更された。

・第 84 条 再審査に関する公告及び証明書登録簿への登録

旧規則第 101 条に対応する。

(1)は新設規則である。

(2)において、「特許商標庁は、行政再審査に関する決定が最終的なものになったときは、これを公告する。」が追加された。

(3)は旧規則(1)に対応する。

・第 86 条

旧規則第 103 条(1)及び(2)に対応する。

旧規則(3)は削除された。

・第 87 条

旧規則第 104 条に対応する。

国際出願に伴う手数料について明確化された。

・第 88 条

旧規則第 105 条に対応する。

(1)において、「1 通をもって行うものとし、」が削除された。

(3)において、出願の言語について明確化された。

・第 89 条

旧規則第 106 条及び第 107 条に対応する。

・第 90 条

旧規則第 108 条に対応する。

(1)において、「第 8 条の規定を、特許法第 31 条に基づく国際出願の手續及び特許法第 38 条(1)にいう再審理請求に関連する翻訳文の提出について準用する。」が「国際特許出願が、英語により作成された書類に基づいて特許法第 31 条に基づく手續が進められており、かつ、当該出願が当該書類に基づいて新規性調査及び特許可能性についての審査の対象となった場合において、特許商標庁が特許を付与することができるとの結論に達したときは、クレームはデンマーク語により提出するものとする。図面、写真及び配列リストを含む明細書並びに要約は、デンマーク語又は英語によるものとする。」に変更された。

(2)において、「特許法第 31 条の複写の提出義務」が追加された。

・第 91 条

旧規則第 109 条に対応する。

(1)において、「同法第 31 条(1)に規定する期限の到来の 4 月後に到来する。」が「国際特許出願日又は優先権が主張されている場合は、優先日から 35 月後に到来する。」に変更された。

(2)は新設項目である。

・第 92 条

旧規則第 111 条に対応する。

旧規則(2)は削除された。

・第 94 条

新設規則である。

・第 95 条

旧規則第 114 条に対応する。

(2)において、「欧州出願がデンマーク語で作成されているとき」が「欧州出願がデンマーク語又は英語で作成されているとき」に変更された。

旧規則(3)は削除された。

(3)は新設項目である。

・第 101 条 公告

旧規則第 121 条に対応する。

「特許商標庁が発行する「デンマーク特許公報」が「特許商標庁のウェブサイト」に変更された。

・第103条 言語

旧規則第123条に対応する。

(2)において、「ノルウェー語又はスウェーデン語で」が削除された。

・第104条 強制ライセンス

旧規則第124条に対応する。

「欧州共同体内」が「欧州連合内」に変更された。

・第105条

旧規則第124条に対応するが、新設条文である。